

2021年8月30日 第388号

憲法共同センターNEWS

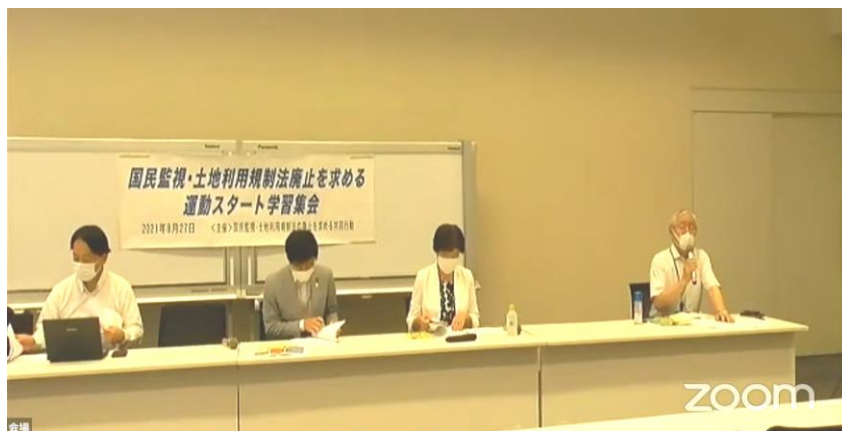
戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター
〒113-8462 文京区湯島 2-4-4 全労連会館 03-5842-5611 (FAX 5842-5620)
http://www.kyodo-center.jp mail: move@zenroren.gr.jp

国民監視・土地利用規制法廃止を求め、運動をスタート

戦争する国づくりと一体

法律の問題点を広く知らせ、廃止させよう！

国民監視・土地利用規制法の廃止を求める共同行動(憲法共同センター、憲法会議、自由法曹団、全国革新懇、日本国民救援会、日本平和委員会、国民大運動実行委員会、全商連、安保破棄中央実行委員会)は8月27日、衆議院第二議員会館多目的会議室(オンライン併用)で「国民監視・土地利用規制法廃止を求め運動スタート学習集会」を行い、125人が参加しました。自民、公明、維新の会などが6月16日未明に成立を強行した「土地利用規制法案」は、誰もが監視の対象になる可能性があり、何をしたら犯罪になるかはこれから政府が決めるというひどい法律です。法律を施行させることなく廃止させるため、問題点を広く知らせ、運動を広げていきましょう。日本共産党の山添拓参議院議員があいさつしました。



国民大運動実行委員会代表世話人の小畑雅子全労連議長が主催者あいさつ。はじめに「パラリンピックは今からでも中止し、臨時国会を開きコロナ対策の審議を」と訴えました。「土地利用規制法案は、あらゆる人に対し、調査内容に制限がなく、あいまいな定義で国民

の権利を侵害し監視する恐ろしい法律。戦争する国づくりと一体ということが本質だ。法律の廃案を求める。今日は法案について学び、廃止のための運動をスタートさせよう」と呼びかけました。

調査などに歯止めや際限がなく、総理大臣の意のままに

自由法曹団の馬奈木巖太郎弁護士が講演。「この法案には、歯止めがないと言われるが、だれの歯止めがないかという総理大臣であり、総理大臣が目標を達するために必要だと判断し、こうやりたいと決めればそれを覆す手続きが法律にない。どういったことができるかは閣議決定や政令などで決まり、国会の関与がない。際限がないとも言われており、調査の範囲は自衛

隊や米軍基地の重要施設の周囲、おおむね1キロメートルとされているが、土地・建物所有者、その他の関係者となれば1キロメートル以内とは限らない。調査の手法、期間についても際限がない。機能阻害をする恐れがあるかないか判断するためには売買の時だけでなく、調査が恒常的に行われるということになりかねない。日本全土のどこでもが監視対象になりうる」と、法律の問題点を指摘しました。「調査の主管は内閣府だが、情報を取得するには他省庁や自治体の協力が必要だ。地方から法案をつぶしていくことが重要であるが、地方自治体の首長や現場職員は、法律への理解が不十分。法律の問題点を多くの人に知ってもらうことが重要。付帯決議には、注視区域設定には、自治体の意見を聞くようになっているので、首長や地方議員が注視区域設定を受け入れないことが重要であり、議会での意見書運動を広げよう」と強調しました。

「さらなる検討」を政府に求める意見書を採択した北海道旭川市議会と、埼玉県平和委員会、沖縄県統一連、全商連、自治労連の代表が発言。沖縄県統一連の瀬長和男事務局長は「沖縄には米軍基地が集中し、自衛隊も配備されており、ほとんどが区域に入るのではないかと。米軍基地は市街地にあり、住民への人権侵害、商取引での経済活動に影響する。沖縄には国境や離島が含まれており、基地のない離島にも影響する。辺野古新基地建設反対、米軍基地撤去などの市民運動、抗議行動が罰則をもって弾圧される、人権侵害促進法だ」と指摘しました。

憲法共同センター共同代表の小田川義和さんが行動提起を行い、①リーフ5万部を作成中で、9月初旬に完成するので、活用した学習・宣伝を強める、②地方自治体での意見書採択、③不動産業者への申し入れ、共同行動の模索、などの取り組みを提起しました。

当面の行動

9月9日～9月19日 「改憲阻止・憲法をいかした政治の実現をめざす全国いっせい行動」

9月9日(木) 憲法共同センター 9の日宣伝 12時～12時45分 新宿駅西口

9月10日(金) 総がかり行動 ウィメンズアクション 18時～ 有楽町イトシア前

9月16日(木) 総がかり行動 署名宣伝行動 18時～ 新宿駅西口

9月19日(日) 総がかり行動 19日行動 14時～14時50分 国会正門前

*** 基本オンライン**